

次のとおり一般競争入札に付します。

令和 8 年 9 月 18 日

収支等命令者

佐賀県健康福祉部健康福祉政策課がん撲滅特別対策室長

土 井 め ぐ み

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達名称及び数量 胸部検診車X線撮影装置更新 一式
- (2) 調達物品の仕様等 入札説明書のとおり
- (3) 納入期限 令和 10 年 2 月 29 日（火）
- (4) 納入場所 佐賀県健康福祉部健康福祉政策課がん撲滅特別対策室長が指定する場所

2 入札参加資格

入札に参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。

- (1) 物品の製造、修理、購入又は賃貸借に関する競争入札に参加することのできる者の資格及び資格審査に関する規程（昭和 41 年佐賀県告示第 129 号）に基づく入札参加資格を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 開札の日の 6 か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。

(6) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。

(7) 自己又は自社の役員等が次のいずれにも該当する者でないこと及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(8) 当該装置の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供することができると認められる者であること。

3 入札参加資格を得るための申請の方法

(1) 2の(1)の資格のない者で競争入札への参加を希望する者は、佐賀県所定の入札参加資格認定申請書様式に必要事項を記入の上、アの場所に持参して提出すること。

ア 入札参加資格認定審査を担当する部局の名称及び申請書の提出場所
郵便番号 840-8570

佐賀市城内一丁目 1 番 59 号

佐賀県出納局総務事務センター 用度・車両担当（新館 2 階）

電話番号 0952-25-7194

電子メールアドレス soumujimu@pref.saga.lg.jp

イ 申請書様式の入手先

アの部局又は佐賀県ホームページ (<https://www.pref.saga.lg.jp/>)

- (2) (1)については、4 の(3)のイの提出期限までに競争入札参加資格の確認を受ける必要があるため、間に合うように提出すること。

4 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

郵便番号 840-8570

佐賀市城内一丁目 1 番 59 号

佐賀県健康福祉部健康福祉政策課 がん撲滅特別対策室（新館 3 階）

電話番号 0952-25-7491

電子メールアドレス kenkoufukushiseisaku@pref.saga.lg.jp

(2) 入札説明書の交付期間及び交付方法

令和 8 年 9 月 18 日（金）から令和 8 年 10 月 2 日（金）まで佐賀県ホームページ (<https://www.pref.saga.lg.jp/>) に掲載するとともに、(1)の部局において随時交付する（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）。

(3) 競争入札参加資格の確認

ア 入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、別に定める競争入札参加資格確認申請書及び 2 の(7)の要件を満たす者であることの誓約書、作業着手から納入までの作業計画書（任意様式）並びにアフターサービス体制証明書（任意様式）（以下「入札参加資格確認申請

書等」という。)をイの提出期限までに(1)の部局に持参し、又は郵送すること。提出された入札参加資格確認申請書等を審査の上、入札参加資格を有すると認められた者は令和8年10月7日(水)までに通知する。

イ 入札参加資格確認申請書等の提出期限

令和8年10月2日(金)午後5時(郵送の場合は、書留郵便により提出期限までに必着のこと。)

期限までに提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

(4) 入札者の資格の喪失

入札参加者は、入札日時までにおいて、次のいずれかに該当することとなったときは、入札者の資格を失うものとする。

ア 入札参加者について、仮差押え、仮処分、競売、破産、会社整理手続、更生手続開始、特別清算開始又は再生手続開始の申立てがなされたとき。

イ 電子交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、入札者の業務執行が困難と見込まれるとき。

ウ 自己又は自社の役員等が、2の(7)のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は2の(7)のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。

エ 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けたとき又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者であることが判明したとき。

オ その他本契約について、契約を履行することが困難になるとみられる事由が発生したとき。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 令和8年10月9日(金)午前10時

イ 場所 佐賀市城内一丁目 1 番 59 号 佐賀県庁新館 11 階 111 号会議室
なお、変更の場合は、入札参加者に対し別途連絡する。

(6) 入札書の提出方法

別に定める入札書を(5)の場所に直接持参し、又は(1)の部局に郵送すること。

なお、郵送の場合は書留郵便とし、令和8年10月8日(木)午後5時までに必着とする。また、外封筒に「胸部検診車X線撮影装置更新に関する入札書在中」と表書きし、内封筒に入札書を封入すること。

(7) 入札の延期

天災その他やむを得ない理由により入札又は開札を行うことができない場合は延期することもあるので、事前に(1)の部局に確認すること。

(8) 入札方法に関する事項

ア 入札は、別に定める入札書により、本人又はその代理人が行うものとする。ただし、代理人が入札をする場合は、入札前に別に定める委任状を提出するものとする。

イ 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額(以下「入札価格」という。)に100分の110を乗じて得た金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望額に110分の100を乗じて得た金額を入札書に記載すること。

ウ 入札価格の表示はアラビア数字を用い、頭初に「金」を、末尾に「円」を記入し、又は頭初に「¥」の記号を、末尾に「—」の記号を付記すること。

(9) 開札に関する事項

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

(10) 落札者の決定方法

ア 予定価格に 110 分の 100 を乗じて得た額の範囲内で最低の価格をもって入札したものを落札者とする。

イ 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者が 2 人以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

ウ 第 1 回目の開札の結果、落札者がいないときは、直ちに再度入札を行う。

ただし、郵便により入札書を提出した者が開札に立ち会っていない場合には、再度入札は、後日、改めて行う。

エ 入札は再度入札を含め、3 回を限度とし、3 回目の入札においても落札者がいない場合は、最終の入札において有効な入札を行った者のうち、最低の価格で入札した者と随意契約の協議を行い、合意を得た場合、その者と契約の締結を行う。

オ 落札者となるべき者の当該入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認めるときは、調査のうえ、その者を落札者としなないことがある。

(11) 入札の無効

次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。

なお、無効入札とされた者は、再度の入札に加わることができない。

ア 入札に参加する資格のない者

イ 競争入札参加資格確認において虚偽の申告を行った者

ウ 当該競争入札について不正行為を行った者

エ 入札書の金額及び氏名について誤脱又は判読不可能なものを提出した者

オ 入札書の文字及び記号について消滅しやすい方法で記入されたものを提出した者

カ 入札価格の記載において(8)のウの要件を満たさない入札書を提出した者

キ 入札書の金額を訂正したものを提出した者

ク 入札書の誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるものを提出した者

ケ 民法（明治29年法律第89号）第95条（錯誤）により取り消すことが認められるものを提出した者

コ 1人で2以上の入札をした者

サ 代理人でその資格のないもの

シ アからサまでに掲げるもののほか、競争入札の条件に違反した者

(12) 入札の撤回等

入札者は、その提出した入札書の書換え、引替え又は撤回をすることができない。

(13) 入札又は開札の中止

次のいずれかに該当する場合は、入札又は開札を中止する。この場合の損害は入札参加者及び入札者の負担とする。

ア 入札参加者が談合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札

を公正に執行することができないと認められるとき。

イ 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないとき。

(14) 入札の辞退

入札参加者は、入札書提出前までいつでも入札を辞退することができるが、辞退する場合は、速やかに別に定める辞退届を提出すること。

なお、入札を辞退した者は、これを理由として以後に不利益な取扱いを受けるものではない。

5 その他

(1) 入札及び契約の手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

(3) 佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号。以下「規則」という。）第103条第3項第2号及び第115条第3項第3号の規定により免除する。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、その全てを公表することがある。

(6) 談合情報どおりの開札結果となった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、契約を締結しないことがある。なお、この場合は、原則として改めて公告し、入札を行うものとする。

(7) 佐賀県政府調達苦情検討委員会から調達手續の停止等の要請があった場合は、調達手續を停止することがある。

(8) 「個人情報取扱特記事項に違反した場合は、入札参加資格停止等の措置を講ずることがある。

(9) 本業務に従事する者又は従事していた者が、当該業務に関して知り得た

個人情報をも不正に提供又は盗用した場合などは、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）上の罰則規定に基づき処罰されることがある。

(10) 本入札執行については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）及び規則の定めるところによる。

(11) 詳細は入札説明書による。

(12) 公告の内容に質問がある場合は、別に定める質問書に質問内容を記載し、令和 8 年 9 月 28 日（月）午後 5 時までに 4 の(1)の電子メールアドレスへ送信すること。

回答は、9 月 30 日（水）までに佐賀県ホームページに掲載する。